

議案第10号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和6年2月15日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成25年宇治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第58条第1項の規定」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「者」を「者（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第7条第1項の規定に違反し、同法第29条の規定による罰則の適用を受ける者を除く。）」に改め、同項第1号中「又は第5条第1項」及び「（次号に規定する場合を除く。）」を削り、同項第3号中「第6条」を「第5条第1項の規定に違反した場合（前号に規定する場合を除く。）又は第6条」に改める。

別表第1中

「 を

東隼上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

「 に

東隼上り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宇治都市計画国道24号沿道安田町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

」

改める。

別表第2に次のように加える。

3 国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域

制限	
用途の制限	<p>(1) 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。）</p> <p>イ 事務所（標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。）</p> <p>ウ 研究開発施設（標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。）</p> <p>エ 倉庫（標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。）</p> <p>オ アからエまでに掲げる建築物に附属するもの</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの</p> <p>イ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第6項に規定する再資源化をする施設その他これに類するもの</p>

敷地面積の最低限度	1,000平方メートル以上
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。</p> <p>(1) バス停留所の上屋 (2) 守衛所 (3) 自動車車庫 (4) 自転車置場 (5) 物置 (6) 東屋 (7) 通路で、外壁を有しないもの (8) 門又は塀</p>
高さの最高限度	20メートル以下
塀の構造の制限	<p>地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀（門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。）を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

宇治都市計画地区計画（国道24号沿道安田町地区）の決定等に
伴い、所要の改正を行うものであります。